

熊本県海運組合

上天草市内海運事業者 様

上天商第 492 号
平成 25 年 3 月 13 日

上天草市長 川端 祐樹
(公印省略)

新規船員雇用育成事業補助金交付要綱の制定並びに
海運業船員雇用環境醸成事業（委託事業）のご案内

日頃から上天草市商工観光行政にご理解いただき深く感謝いたします。
本市では、平成 21 年度に主催した経済振興戦略会議において、市内海運事業者様と意見交換会を実施させていただきました。その結果をもとに、何らかの海運振興施策を計画するべく模索しておりましたが、なかなか実施に至ることができませんでした。

そのような状況でしたが、平成 24 年 7 月に熊本県海運組合様から陳情書を頂き、近い将来の新規船員不足問題こそが行政が共に取り組むべき最重要課題だと確認いたしました。

そこで、海運事業関係者の皆様や九州運輸局様のご協力を仰ぎ、下記補助金交付要綱を制定することとなりました。今回熊本県海運組合様からの要請を受けて、取り急ぎ概要をご案内させていただきます。

また、補助制度以外の海運施策として、緊急雇用創出基金を活用した海運業船員雇用環境醸成事業を予算化し、4 月以降公募を開始する予定です。

つきましては、素案段階の資料も含まれますが別紙内容をご確認の上、補助制度並びに委託事業をご検討いただき、市内海運業の振興に努めていただければと考えていますのでご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 補助事業 上天草市新規船員雇用育成事業（4 月 1 日施行）
- 委託事業 上天草市海運業船員雇用環境醸成事業素案（4 月以降公募開始予定）

上天草市経済振興部商工観光課
商工振興係：三隅・大野
0 9 6 4 - 5 6 - 1 1 1 1（代表）
0 9 6 4 - 5 6 - 5 1 0 7（FAX）
※4 月以降のお問合せは
【産業雇用創出課】にお願いします

上天草市新規船員雇用育成事業補助金の概要

25年度予算
360万円

日本船舶・船員確保計画の認定海運事業者又は市へ雇用育成計画を提出する海運事業者が、海技士資格を有しない市民又は市内転入予定者を新たに船員として雇用した場合、最大6カ月間を助成します。（平成25年4月1日施行）

交付の要件

海運事業者の要件

- ・市内に主たる事業所を有するもの
- ・本市に船籍を有するもの（船舶を所有していない事業所は申立書を提出）
- ・市税、上下水道料の滞納がないもの
- ・計画に基づき雇用・育成するもの

雇用する船員の要件

- ・海技士免許及び海技士受験資格を有しない者
- ・市民又は雇用後に市に転入が可能な者

補助金の額等

1人当たり月額6万円

雇用を開始した日の属する月から起算して24カ月の間において海技士受験資格を有する期間までとし、6カ月を上限とする。（国等の助成金の対象となる期間を除く）

新規船員雇用育成計画（市船員計画書）の作成について

※別添記入例もご参照ください

※日本船舶・船員確保計画に沿って、雇用、育成される場合は新たに作成する必要はありません。

- 海運事業者が計画策定から3年間で記入すること。
- どのように船員を雇用し育成するのか等の基本的な方針や、見込まれる効果について詳細に記入すること。
- 給与や育成に係る学費や旅費等を3年間の合計を記入すること。
- 期間内における計画する雇用者数を該当する箇所に記入すること。
- 予定する船員数を種別ごとに記入し、それぞれに訓練計画を記入すること。

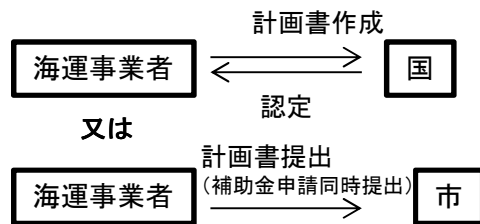
申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 市船員計画書又は日本船舶・船員計画認定通知書の写し
- 内航海運業登録通知書（許可書及び変更登録通知書含む）の写し若しくは内航海運業届出受理書の写し又は船舶派遣業許可証の写し
- 個人事業者は代表者の住民票の写し、法人は登記簿の写し
- 船舶の船籍が分かる書類の写し又は船舶を所有していない申立書
- 新規雇用する者の履歴書の写し及び雇用契約書等雇用することが証明できる書類の写し
- 誓約書
- 納税証明書、上下水道料収納証明書
- その他市長が必要とする書類

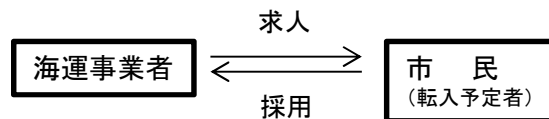
※補助対象月が年度をまたぐ場合、それぞれ時期をずらして申請が必要です。

申請から補助金の交付までの流れ

① 国から「日本船舶・船員確保計画」の認定を受ける。又は「市船員雇用育成計画書」を作成する

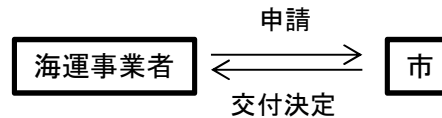


② 新規に資格を有しない船員を雇用する



※申請、交付決定以降の雇用も可

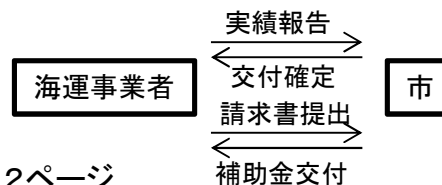
③ 市に対し補助金申請をする



④ 船員を計画に基づき育成する

- ・乗船教育
- ・海技士短期養成講習等

⑤ 補助金を交付する(3月～4月)



その他

●予算の範囲内で交付確定をするので、申請が多い年度等は支給額が変動になる場合があります。早めにご相談ください。

上天草市経済振興部
商工観光課商工振興係
4月以降【産業雇用創出課】
0964-56-1111(代表)

記入例

新規船員雇用育成計画書

年 月 日

上天草市長 様

住 所 上天草市〇〇町△△〇〇〇番地

団体名 ●●海運 印

代表者名 □□ □□

上天草市新規船員雇用育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、上天草市新規船員雇用育成事業費補助金の交付を受けたいので本書のとおり新規船員雇用育成計画書を提出します。

記

1 計画期間(策定年度から3年間)

3年間 (平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで)

2 船員の雇用及び育成に関する基本的方針、見込まれる効果

(記入例)

船員を計画的に採用し、採用後に事業内容に応じて必要な訓練を計画的に実施する。退職予定船員数や予備船員数の状況等を踏まえ、事業を円滑に実施するため、船員としての経験がないものを計画的に採用し、採用後に海技士資格の取得及びその他の訓練を計画的に実施する。
この雇用育成計画により、……

3 船員の雇用に係る必要経費

項目	金額	備考
給与手当等	〇〇〇〇円	
諸手当等	〇〇〇〇円	
社会保険等	〇〇〇〇円	
その他	〇〇〇〇円	

上天草市海運業船員雇用環境醸成事業の概要

素案

厳しい就職活動を余儀なくされている新規学校卒業者に対して、生活の安定と常用雇用等に向けた支援を行うため、これらの者を雇い入れ、教育機関や船上での実習等を通じて6級海技士(航海)の早期資格取得を目指す人材育成業務を委託します

委託業務の内容

- 新規学校卒業者（卒業3年以内）で海技士資格等を有していない失業者（以下「新卒等未就職者」）の募集・雇用
 - 人材育成：一般社団法人尾道海技学院での6級海技士（航海）第一種養成施設短期養成コースの受講ほか乗船履歴を得るための実地研修
 - 雇用期間満了後の支援：正規職員としての雇用継続や再就職支援
 - 報告業務：契約期間終了後5年間
- ※対象経費は、新卒等未就職者の人件費（賃金・各種保険等の事業主負担分を含む）及び事業費（養成コース等受講費・移動費等）

公募対象事業者

- 上天草市に主たる事業所を有する海運事業者
- 市税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者
- 受託能力を有する適切な者（会計・労働関係帳簿を整備し、入札制限を受けていない等々）

公募・契約期間

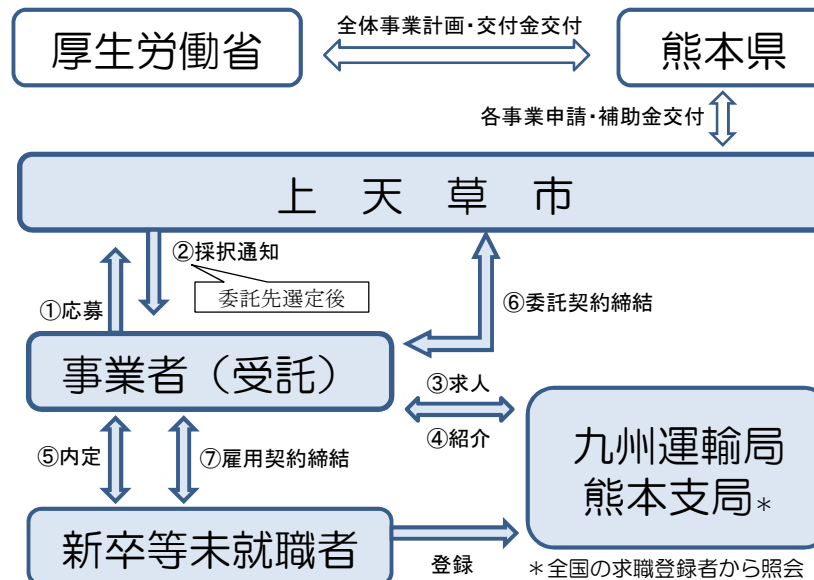
- 公募期間：4月～5月頃（予定）
- 契約期間：契約締結日から平成26年3月31日まで

諸条件

- 雇用する新卒等未就職者数は各事業者2名以内（市全体枠：5名）
- 緊急雇用創出基金事業での雇用経歴は通算1年以内
- 委託料に占める人件費の割合は1/2以上

事業開始までのスキーム

※①～⑦：時系列



「公募対象事業者」や「公募・契約期間」、スキーム図は今後、変更する可能性があります。